

処分の名称	高圧ガス貯蔵の許可
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第16条第1項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法第16条第2項及び第3項 ・ 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第5条 ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・ 液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・ 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 高圧ガスの製造許可申請等に係る添付書類の記載事項等について（平成28年3月30日20160323商局第2号）
標準処理期間	20日